しずぎんオンラインデータ伝送サービス(VALUX、AnserDATAPORT)ご利用規定

Ⅰ．共通規定

１．定義

（１）本サービス

本サービスとは、しずぎんオンラインデータ伝送サービスのことをいい、利用者（第2項で定義します）がパーソナルコンピューター等の通信端末（以下「コンピューター等」といいます）を用いることにより、第2条第1項各号記載のサービスの提供を当行から受けることができるサービスのことをいいます。

（２）利用者

利用者とは、申込書（第3項で定義します）にて本サービスの利用を申し込んだ者のうち、当行が本サービスの利用を承諾した者のことをいいます。

（３）申込書

申込書とは、「しずぎんデータ伝送サービス申込書（兼手数料口座振替依頼書）」のことをいいます。

（４）VALUX

VALUXとは、株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」といいます）が提供する回線接続サービスVALUXのことをいいます。

（５）ADP

ADPとは、NTTデータが提供するデータ伝送サービス「AnserDATAPORT」のことをいいます。

２．本サービスの内容

（１）本サービスの内容は、以下の各号のサービスのうち、申込書にて指定されたサービスとします。

①データ受付サービス

a.総合振込サービス

b.給与振込サービス

c.地方税納付サービス

d.預金口座振替サービス

②データ通知サービス

a.入出金明細照会サービス

b.振込入出金明細照会サービス

３．本サービスの利用等

（１）利用者は、必要事項を記載した申込書を当行に差し入れることにより、本サービスの利用を申し込むものとします。

（２）利用者は、本サービスの利用にあたり、セキュリティ対策のため第1項に基づき当行へ届け出た送受信パスワード、センター確認コード、ファイルアクセスキー（以下総称して「パスワード等」といいます）を使用するものとします。なお、利用者は、パスワード等を第三者に不正利用されないよう、厳重に管理してください。

（３）利用者は、本サービスを利用するにあたり、別途NTTデータとVALUXの利用に関する契約またはADPの利用に関する契約を締結する必要があります。VALUXおよびADPについては第4条または第5条を参照してください。

（４）本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとします。海外から本サービスを利用する場合は、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

（５）本サービスの利用可能日・利用可能時間は、当行ホームページに記載の当行所定の日および時間とします。なお、当行は利用者にあらかじめ通知することなく利用可能日・利用可能時間を変更することがあります。

（６）本サービスで利用するデータは、当行所定の仕様とします。

（７）当行は、利用者の事業内容、当行との取引実績等を総合的に判断のうえ、本サービスの利用を承諾しない場合があります。

４．VALUXについて

（１）本サービスの提供を受けるにあたり、VALUXを利用する利用者は、本条の規定に従うものとします。（２）利用者は、別途NTTデータとVALUXの利用に関する契約を締結する必要があります。

（３）利用者が本サービスの利用に必要なデータを当行へ送信する際には「全銀ファイル伝送（VALUX）」を利用することとします。

（４）利用者が前項に基づき当行へデータを送信する場合には、所定の方法により、申込書記載の当行センター回線番号宛てにデータを送信するものとします。

（５）VALUXに関し本条に定めのない事項については、NTTデータが定める取扱に従うものとします。

５．ADPについて

（１）本サービスの提供を受けるにあたり、ADPを利用する利用者は、本条の規定に従うものとします。

（２）利用者は以下の各号のとおり、別途NTTデータとADPの利用に関する回線利用契約を締結するものとします。

①地方公共団体に該当する利用者　：「LGWAN」を利用してADPを利用するための契約を締結するものとします。

②地方公共団体に該当しない利用者：「Connecure」の利用に関する契約を締結するものとします。

（３）本条に定めのない取扱については、NTTデータが定める取扱に従うものとします。

6．月額基本料金

（１）利用者は本サービスの利用にあたり、当行所定の月額基本料金を支払うものとします。

（２）月額基本料金は、毎月所定の日に申込書記載の基本料金引落口座より、普通預金規定（総合口座取引規定を含みま

す）、当座勘定規定、ローンカード規定または各種当座貸越契約書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手、借入請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で自動引落します。

７．登録事項等各種情報の変更

（１）送受信パスワード・センター確認コード・ファイルアクセスキー・口座情報等、第3条第1項に基づき当行へ届け出た内容に変更がある場合には、当行所定の書面により直ちに届け出でください。

（２）前項に基づき変更する情報を当行へ届け出る場合、変更希望日を指定していただきます。なお、当該指定日前に生じた損害について当行は責任を負いません。

８．当行からの通知の到達について

本サービスにかかる当行からの通知については、利用者が当行に通知先の届出を怠るなど利用者の責によって延着・未着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとしてみなします。

９．免責事項

（１）当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、本サービスの提供が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（２）本サービスによる振込等の依頼受付の際、送信されたパスワード等と、あらかじめ登録、届出されている、パスワード等の一致を確認して取扱った場合は、当該パスワード等につき、当行の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

１０．秘密保持

利用者および当行は、本サービスにより知り得た相手方の情報について、業務処理上必要な範囲を超えて第三者に開示・漏洩しないものとします。なお、本条の定めは、本サービスの解約後も効力を有するものとします。

１１．業務の実施、運営

当行は、本サービスの実施・運営に関する業務の一部または全部について、銀行法施行規則に定める子法人等である静銀ITソリューション株式会社・しずぎんビジネスパートナーズ株式会社に委託できるものとします。

１２．損害負担

（１）当行および利用者は、本サービスの利用に関連して、それぞれ自己の責に帰すべき事由により生じた損害を負担するものとします。

（２）当行または利用者に生じた損害が当行または利用者いずれの責に帰すべきか明らかでない場合は、両者の間で協議しその負担を定めるものとします。

１３．反社会的勢力との取引拒絶

利用者は、第13条第2項第1号および第2号のいずれにも該当しない場合に限り本サービスを利用することができるものとします。

１４．解約等

（１）本サービスは、当事者の一方の都合でいつでもその一部もしくは全部を解約することができるものとします。ただし、利用者から当行に対する解約の通知は書面によるものとし、この場合利用者は解約希望日を指定し、当行は指定日に解約登録を行います。この指定日前に生じた損害については当行は責任を負いません。

（２）前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行は本サービスの提供を停止、または利用者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。

①利用者が本サービス申込時にした反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｆ．その他前各号に準ずる者

③利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

④利用者が、当行所定の基本料金等の支払を遅延している場合

⑤利用者が、1年以上にわたり本サービスによる振込等の取引を利用していない場合

⑥その他、本サービスの利用者への提供が適当でない相当の事由があると当行が判断した場合

１５．規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、各種定期預金規定、当座勘定規定、ローンカード規定および各種当座貸越契約書により取扱います。

１６．規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相

当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

１７．契約期間

本サービスの契約期間は、申込書記載の申込日から起算して１年間とします。なお、契約期間満了日の１ヶ月前までに利用者または当行から特に申し出のないかぎり、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

１８．サービスの休止

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する利用者への告知については、当行の定める方法によることとします。

１９．サービスの廃止

当行は、本サービスの全部または一部の提供を、利用者に対して事前に通知することにより廃止する場合があります。

２０．準拠法・管轄

本規定に関する契約の準拠法は日本法とします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

Ⅱ．総合振込・給与振込サービス規定

１．サービス内容

（１）総合振込・給与振込サービス（以下「振込サービス」といいます）では、利用者は次の各号の取引を行うことができます。

①申込書記載の振込資金引落口座から利用者が指定する振込先口座（以下「振込指定口座」といいます）への総合振込

②申込書記載の振込資金引落口座から利用者の役員または従業員（以下「受給者」といいます）名義の振込指定口座への報酬・給与・賞与の振込

２．手数料

総合振込・給与振込サービスの利用には、振込手数料が必要です。振込手数料は、振込の都度、または当行所定の日に一括して振込資金引落口座より、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、ローンカード規定または各種当座貸越契約書にかかわらず、当行所定の金額・方法で自動引落しします。

３．利用条件等

（１）振込を依頼するにあたっては、あらかじめ振込指定口座を確認ください。なお、確認に際して必要のある場合は、当行へ口座確認を依頼してください。

（２）振込指定日は、当行所定の銀行営業日を指定してください。

（３）振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。

（４）当行は、受取人に対し入金についての通知は行いません。

（５）給与振込金の支払開始は、振込指定日の午前10時とします。

４．振込口座指定

（１）総合振込・給与振込サービスにて振込指定のできる口座は、以下のとおりとします。

①総合振込サービス：当行の国内本支店、内国為替運営機構に加盟している金融機関の国内本支店における普通預金（総合口座を含みます）または当座勘定等当行が定める科目の口座

②給与振込サービス：当行の国内本支店、当行が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店における受給者名義の普通預金（総合口座を含みます）または当座勘定の口座

５．振込手続

（１）振込手続は以下の通りとします。

①利用者は振込資金を、振込指定日の前営業日までに振込資金引落口座へ入金してください。

②当行は、原則として、振込指定日に振込手続を行います。なお、振込資金引落口座からの資金引落しは、当行所定の方法で取扱います。

（２）振込金額が、振込資金引落口座から引落すことができる金額（当座貸越が利用できる範囲内の金額を含みます）を超え、所定の時限までに自動引落しできなかった場合は、当行は振込依頼をなかったものとして取扱うことができるものとします。

（３）振込資金引落口座からの引落しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、引落しの総額が振込資金引落口座より引落すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

（４）振込資金引落口座から資金引落しがなされており、入金指定口座への入金ができない場合は、振込金額を当行所定の方法により、振込資金引落口座へ戻し入れます。

６．訂正・組戻し

（１）振込サービスにおいて、振込処理後にその依頼内容を訂正する場合は、振込資金引落口座のある支店（以下「取扱店」といいます）の窓口において以下の各号の通り取扱います。なお、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を訂正する場合は、次項の手続きにより取扱います。

①当行所定の「振込訂正依頼書」（以下「訂正依頼書」といいます）に必要事項を記載のうえ、記名押印し、取扱店へ提出してください。なお、この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②訂正依頼書の受入後、当行は当該訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

（２）振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合（以下「組戻し」といいます）には、取扱店の窓口において次の各号の通り取扱います。なお、組戻手続を行う場合、振込手数料は返却しません。また、当行所定の手数料がかかります。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込組戻依頼書」（以下「組戻依頼書」といいます）に必要事項を記入のうえ、記名押印し、取扱店へ提出してください。なお、この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、「振込組戻依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金は、依頼人の当行預金口座へ返却します。

（３）前各項において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正・組戻しができないことがあります。この場合には、振り込まれた金銭の取扱ついて利用者と受取人との間で協議してください。

Ⅲ．預金口座振替サービス規定

１．サービス内容

預金口座振替サービスでは、利用者は利用者の取引先（以下「預金者」といいます）から利用者への預金口座振替による収納サービスを利用できます。

２．手数料

（１）預金口座振替サ―ビスの利用にあたっては、口座振替契約料及び預金口座振替手数料が必要です。

（２）口座振替契約料、預金口座振替手数料は、普通預金規定、（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、ローンカード規定または各種当座貸越契約書にかかわらず、当行所定の金額・方法で自動引落しします。

３．利用条件等

（１）利用者は、預金口座振替収納申込書（以下「収納申込書」といいます）を当行に提出することにより、預金口座振替サービスを利用することができます。

（２）収納事務受託内容は収納申込書の記載のとおりとし、収納申込書記載の取引店を取りまとめ店とします。

（３）預金口座振替は、当行国内本支店に限り利用できるものとします。

４．振替の受付等

（１）口座振替依頼書の受付受理は、以下の通りとします。

①預金者が預金口座振替依頼書（以下「口振依頼書」といいます）および預金口座振替届出書（以下「口振届出書」といいます）を当行へ提出します。

②前号に基づく口座振替依頼を当行が承諾したときは、当行は口振届出書を利用者に送付します。

③利用者は、預金者から口振依頼書および口振届出書を受け付けた後、口振依頼書の記載内容を確認のうえ、当該口振依頼書をすみやかに取りまとめ店に送付します。

④当行は、必要事項が記載されていることを確認のうえ、口振依頼書を受理します。なお、口振依頼書の口座番号・印鑑等が相違している場合、当行はこれを受理せず、理由を付記して利用者へ返却します。

（２）振替日は、収納申込書記載の指定日とします。振替日を変更する場合でも、当行は預金者に対して通知を行いませんので、利用者は預金者に対し、振替日を変更した旨を伝達してください。

（３）利用者は、当行の承諾を受けた口振届出書に基づき、預金者あての請求明細を記録した請求データを所定の受付時限までに当行あてに送信します。

（４）当行は、受信した請求データおよび預金者から提出された口振依頼書に基づき預金口座からの引落しを行います。この際、当行は、請求データの口座番号により引落しを行い、預金者名は引落し手続きに関する照会等に使います。

（５）当行は、収納申込書記載の入金日に振替済資金を申込契約書記載の引落資金入金口座へ入金します。なお、預金口座振替取扱手数料を振替済資金から差引く方法によりお支払いいただく場合は手数料を差引いた後の金額を入金します。

（６）当行は、振替結果を契約申込書に記入されたとおりに連絡します。なお、振替不能データについては、次のコードを記録して返却します。

資金不足＝１

取引なし＝２

預金者の都合による振替停止＝３

預金口座振替依頼書なし＝４

利用者の都合による振替停止＝８

その他＝９

（７）当行は領収書・振替済通知書等の作成・送付は行いません。

（８）当行は預金口座振替に関して預金者に対する引落し済の通知および入金の督促等を行いません。

（９）振替不能分の再請求をするときは、次回預金口座振替のときの請求データに含めてください。再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その引落しについて優先順位をつけません。

（１０）預金口座振替による収納を停止したときは、当該預金者名・口座番号等を取りまとめ店に通知してください。

（１１）当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、利用者へその旨を通知します。ただし、預金者が預金口座を解約したときは通知しません。

Ⅳ．地方税納付サービス規定

１．サービス内容

地方税納付サービスでは、利用者は当行の本店営業部を納付店として、特別徴収地方税の納付をすることができます。

２．手数料

地方税納付サービスの利用には、納付手数料が必要です。納付手数料は、納付資金引落口座より、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、ローンカード規定または各種当座貸越契約書にかかわらず、当行所定の方法で自動引落しし

ます。

３．利用条件等

（１）納付先として指定できる地方公共団体は、当行所定の地方公共団体とします。

（２）納付依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。

４．納付手続

（１）納付手続は、以下の通りとします。

①利用者は納付資金を、納付指定日の前営業日までに納付資金引落口座へ入金してください。

②当行は、原則として、納付指定日に納付手続を行います。なお、納付資金引落口座からの資金引落しは、当行所定の方法で取扱います。

③当行は、納付手続完了後、利用者に対して領収証書を交付します。

Ⅴ．入出金・振込入金明細照会サービス規定

１．サービス内容

入出金・振込入金明細照会サービスでは、利用者は事前に指定した口座の入出金・振込入金明細ファイルを閲覧および取得することができます。

２．手数料

（１）入出金・振込入金明細照会サービスの利用にあたっては、契約料、利用料が必要です。

契約料、利用料は、普通預金規定、（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、ローンカード規定または各種当座貸越契約書にかかわらず、当行所定の金額・方法で自動引落しします。

３．利用条件等

（１）利用者は、しずぎん通知サービス指定口座届出書（以下「指定口座届出書」といいます）を当行に提出することにより、入出金・振込入金明細照会サービスを利用することができます。

（２）提供する取引明細は、指定口座届出書で届け出た口座の入出金明細または振込入金明細とします。

４．取引明細

（１）当行が提供する取引明細は以下のとおりとします。

①提供する取引明細は、当行が定める期間のものに限ります。過去のすべての取引明細を提供できるとは限りません。

②提供する明細の仕様は、当行所定の仕様となります。

③振込や入出金等に内容の変更があった場合、当行はすでに提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。

④前各号により生じた損害について、当行は責任を負いません。

以上

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私［本サービスの利用者（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ）］は、次の１．の各号のいずれかに該当し、もしくは２．の各号のいずれかに該当する行為をし、または１．にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知により本サービスが解約されても異議は申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

１．当行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（１）暴力団

（２）暴力団員

（３）暴力団準構成員

（４）暴力団関係企業

（５）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

（６）その他前各号に準ずる者

２．自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

以上